

土木関係工事積算要領 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和8年(2026年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考																																						
第1部 一般土木編 第1編 一般土木編 1 土木請負 工事費 積算要領 (一般土木編)		<p>表 8 一般管理費等率表 (前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算 定 式 $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 (\%)$ ただし G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円) (注) G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	算定式により算出された率	9.74%	<p>表 8 一般管理費等率表 (前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13%</td> <td>算定式により算出された率</td> <td>10.63%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算 定 式 $G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 (\%)$ ただし G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円) (注) G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	25.13%	算定式により算出された率	10.63%	一般管理費等率の改定																						
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																							
一般管理費等率	23.57%	算定式により算出された率	9.74%																																							
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																							
一般管理費等率	25.13%	算定式により算出された率	10.63%																																							
第3部 漁港関係工事積算要領 第1編 漁港関係工事積算要領 5 一般管理費等	要領・ 漁港-25	<p>表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価</th> <th rowspan="2">500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th rowspan="2">30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <th>適用区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>-4.97802</td> <td>56.92101</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	適用区分等	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%	<p>表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価</th> <th rowspan="2">500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th rowspan="2">30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <th>適用区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13%</td> <td>-5.21826</td> <td>60.08343</td> <td>10.63%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	適用区分等	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%	一般管理費等率の改定
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下			30億円を超えるもの																																					
		適用区分等	適用区分等																																							
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																						
		a	b																																							
一般管理費等率	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%																																						
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																						
		適用区分等	適用区分等																																							
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																						
		a	b																																							
一般管理費等率	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%																																						

上記以外の地域	全ての工種	適用優先1～7以外の地域 (地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受け ない場合)	補正 無し	8
---------	-------	--	----------	---

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- 1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4, 0 0 0人/k m²以上で、その全体が5, 0 0 0人以上となっている地域をいう。
- 2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

ロ) 現場管理費（率分）の計算

現場管理費（率分）＝対象額（N_p）× {（現場管理费率（J_o）×補正係数）＋補正值}
 なお、J_oの端数処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 ※対象額（N_p）＝純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

2) その他

- イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、施工時期・工事期間及び施工地域を考慮した補正のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。
- ロ) 設計変更時における現場管理费率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

表 8 一般管理費等率表（前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合）

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	算定式により算出された率	10.63%

算 定 式

$$G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 (\%)$$

ただし G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (円)

(注) G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

表 9 一般管理費等率表（前払金支出割合の相違による一般管理費等率の補正）

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 表8で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

ただし、前払金支出割合による一般管理費等率の補正をしたことにより、工事費（消費税を含む）が250万円を超える場合は、前払金支出割合による一般管理費等率の補正は行わないこととする。

5 一般管理費等

1. 一般管理費等の算定

一般管理費等は、「表－④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

工事原価は純工事費及び現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費及び貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。

2. 一般管理費等率の補正

2-1 前払金支出割合による補正

前払金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表－⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2-2 補正後の一般管理費等率の算定

補正後の一般管理費等率の算定は、下式によるものとする。

$$G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ここに、

$G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率

G_P : 「表－④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%)

γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数 (表－⑤)

表－④ 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
適用 区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%

一般管理費等率の算定式

$$G_P = a \cdot \log(C_P) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

G_P : 一般管理費等率 (%)

C_P : 工事原価 (円)

表－⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00